

「投資信託積立取引約款」新旧対照表

2024年1月1日

旧	新
<p>投資信託積立取引約款</p> <p>第 5 条（指定投資信託の買付） （中略）</p> <p>4. 非課税口座（NISA 口座）での買付において、予めお客様がご指定された定額の買付金額が非課税買付可能額を超過した場合は、一般口座または特定口座で買付を行い、翌年になり新たな NISA 買付可能額が付与された場合に再び NISA 口座での買付に自動的に切り替えることとします。</p> <p>（新設）</p> <p>第 11 条（買付の停止） 当社は、第 5 条に係わらず、次の各号に該当した場合は本サービスでの買付は行わないこととします。 （中略） (2) お客様が買付の申し込みを取消された場合</p> <p>第 14 条（その他） （中略）</p> <p>2. この約款に定めのない事項については、「オンライントレー</p>	<p>投資信託積立取引約款</p> <p>第 5 条（指定投資信託の買付） （中略）</p> <p>4. <u>特定累積投資勘定</u>での買付において、予めお客様がご指定された定額の買付金額が<u>年間投資上限額を超過した場合、本サービスは停止することとします。</u></p> <p>5. <u>特定非課税管理勘定</u>での買付において、予めお客様がご指定された定額の買付金額が<u>年間投資上限額を超過した場合、一般口座または特定口座で買付を行い、翌年になり新たな年間投資上限額が付与された場合に再び特定非課税管理勘定での買付に自動的に切り替えることとします。</u></p> <p>第 11 条（<u>本サービス</u>の停止） 当社は、第 5 条に係わらず、次の各号に該当した場合は本サービスは<u>停止する</u>こととします。 （中略） (2) お客様が<u>本サービス</u>の申し込みを取消された場合</p> <p>第 14 条（その他） （中略）</p> <p>2. この約款に定めのない事項については、「オンライントレード</p>

旧	新
ド取扱規程」「保護預り約款」 「累積投資取引約款」 等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。	取扱規程」「保護預り約款」等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。